

## 太刀浦7号クレーン損傷事故に係る損害賠償請求訴訟における和解について（報告）

### 1 本件概要（和解の成立）

本市では、台湾船社のコンテナ船が太刀浦コンテナターミナルの7号クレーンを損傷した事故に関し、平成28年2月議会での議決を経て、当該船社を相手取り、損害賠償請求訴訟を提起していた。

平成28年11月30日（水）、本件訴訟に関する第2回口頭弁論において、裁判所から賠償額を4,000万円とする和解勧告がなされ、同年12月21日、原告及び被告の双方がこれを受け入れ、和解が成立したので報告するもの。

裁判所の和解勧告の内容は、復旧工事費約3,400万円全額に加え、裁判にかかる弁護士費用等として調整金等約600万円が認められ、本市の実質的な損失は回収できる結果となった。

### 2 訴訟の概要

(1) 相手方 ワン・ハイ・ラインズ・リミテッド（台北市）

(2) 請求額 55,107,870円

(3) 和解額 40,000,000円

#### (4) 訴訟経過

平成28年 2月 議会	訴えの提起（和解方針含む）に係る一般議案可決
平成28年 5月 17日	福岡地裁小倉支部へ訴状提出
平成28年 9月 29日	第1回口頭弁論
平成28年 11月 30日	第2回口頭弁論：裁判所が和解勧告
平成28年 12月 21日	和解期日：和解が成立し、裁判所が和解調書を発行
平成29年 1月 16日	和解金の入金確認

### 3 事故の概要

- (1) 日 時 平成 26 年 10 月 2 日 (木) 午前 10 時頃
- (2) 場 所 太刀浦第 1 コンテナターミナル (門司区太刀浦海岸)
- (3) 事故船舶 「ワン・ハイ 161」号 13,264 総トン、全長 159.5m  
コンテナ船、台湾船籍
- (4) 事故内容 接岸時の操船ミスにより、船舶の右舷先端部が停止中の 7 号クレーンと接触し、附属する電動式ケーブルリールを損傷させ、同クレーンを使用不能にした。
- (5) 復旧状況 利用者への影響を最小限に抑えるため、本市が速やかに復旧工事を実施 (費用 33,912,000 円) し、同年 11 月 7 日から 7 号クレーンを再稼動した。
- (6) 交渉経緯 相手方は賠償責任を認めていたが、金額面で折り合いがつかず、訴訟を提起した。
- (7) 事故現場

太刀浦第 1 コンテナターミナル	損傷したケーブルリール
	